平成２７年（フ）第６１号
茨城県神栖市太田4143番地９　コーポ美治203
債務者　黒田富美子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第６２６号
千葉県市川市塩焼５丁目11番15号（ドムス塩焼101号）
債務者　西　　幸二
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７４２号
千葉市花見川区朝日ケ丘３丁目２番９号　セイントメリーハイツ103号
債務者　東澤　亜里（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２８１号
川崎市宮前区梶ケ谷1409番地１　クオーレＡ－101
債務者　和所　健司
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３８８号
川崎市高津区末長３丁目27番25号　エミグランド岩崎　201
債務者　鶴岡　利夫
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４１４号
川崎市宮前区菅生ケ丘39番１号、前住所川崎市多摩区南生田５丁目15番６号　ガーデンハウス　202
債務者　松尾　正成
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４３０号
川崎市多摩区西生田５丁目４番８号
債務者　ブルーニ奈緒美（旧姓岡）
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４４５号
川崎市宮前区有馬８丁目19番18－308号
債務者　平川　晴子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４５１号
川崎市中原区上丸子八幡町582番地　コーポ山七　101
債務者　釜洞　直子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４５９号
川崎市川崎区下並木13番地　メゾンヴェール101
債務者　今田百合子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４６３号
川崎市川崎区鋼管通４丁目14番14－405号　コーピアス浜川崎
債務者　横田　啓子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４６４号
川崎市川崎区大師河原１丁目１番12－1103号　ミラリオ大師河原２号
債務者　安里　一夫
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４６９号
川崎市多摩区菅北浦３丁目６番33号　ＨＯＵＳＥ　Ｓ．Ｎ．Ｔ　101
債務者　小林　　司
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３２７号
新潟市西区ときめき東１丁目11番地９　ピュアときめき１番館303号
債務者　土居　彩花
1　決定年月日時　平成27年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３３６号
新潟市南区高井興野124番地１　ワールドステイ高井
債務者　塚本　チヨ
1　決定年月日時　平成27年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９号
石川県羽咋市本江町イ２番地
債務者　藤澤　隆子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
金沢地方裁判所七尾支部